破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２２４２号
北海道江別市萌えぎ野東13番地の５　ヴィラ・エトワールＦ－２号
債務者　館野　幸太
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８９９号
札幌市清田区真栄１条１丁目８番１－316号
債務者　高橋　明子（旧姓北谷）
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９７１号
札幌市東区北23条東13丁目３番12号　東豊マンションＡ102号
債務者　野田　智穂（旧姓上園）
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０４１号
北海道恵庭市恵み野北５丁目10番７　促進住宅１－504号
債務者　英　　和雄
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０４２号
北海道恵庭市恵み野北５丁目10番７　促進住宅１－504号
債務者　英　　久美
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０８８号
北海道恵庭市幸町２丁目11番９号
債務者　橋本　浩明
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１７０号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目２番１号　ホワイトヴィラⅡ－103号
債務者　木村　真一
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１８０号
札幌市白石区南郷通14丁目北４番１－303号
債務者　石山　敬恵
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１９１号
札幌市南区川沿11条１丁目５番３－402号
債務者　笹田　由紀（旧姓志村）
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２０７号
札幌市西区発寒５条２丁目２番８号　第12コーポおおがね101号
債務者　千葉まゆみ（旧姓北村）
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２７３号
札幌市厚別区厚別西２条５丁目３番７－103号
債務者　藤田由香利
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７号
北海道天塩郡遠別町字幸和405番地20
債務者　茂野　　睦（旧姓小坂）
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第３３７号
群馬県前橋市前箱田町303番地１　五番街Ｂ－102号
債務者　田村　　操（旧姓齋藤）
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６９号
群馬県渋川市八木原458番地１
債務者　小渕　裕也
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７１号
群馬県佐波郡玉村町大字上新田1027番地７
債務者　渡辺　智子
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７９号
群馬県伊勢崎市上泉町294番地　県営住宅18
債務者　五十嵐孝子
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８２号
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保246番地３　サンセリテ翔Ｂ棟Ｄ号
債務者　伊藤　光彦
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産係